

## 愛知県融資制度の取扱いについて

### 1 愛知県融資制度全般について

#### (1) 対象業種

愛知県の中小企業向け融資制度における対象業種は、愛知県信用保証協会（以下「協会」という。）の付保対象業種と同一とする。

#### (2) 資金使途

ア 県外に係る資金は、対象としない。

イ 同一設備に係る資金について、同時に経済環境適応資金（環）の各資金を重複して利用することは、原則として認めない。

#### (3) 融資期間

ア 運転資金と設備資金の併用（同一の申込書により申込みを行うもの。）が認められている制度の場合

申込金額のうち、設備資金の割合が 60%以上のときは設備資金の融資期間を適用し、60%未満のときは、運転資金の融資期間を適用する。

イ 融資期間については各制度要綱で「〇年以内」と定めているが、運用は次のとおりとする。

3 年以内……………2 年以上で取り扱う。

5 年以内……………4 年以上で取り扱う。

7 年以内……………6 年以上で取り扱う。

10 年以内……………9 年以上で取り扱う。

#### (4) 貸付利率

ア 規定利率より高い利率あるいは低い利率の取扱いは、認めない。

（元利均等分割返済の場合で、端数の関係で規定利率とならない場合には、規定利率より低い利率の場合のみ認める。）

イ 貸付期間内に条件変更を行う場合は、規定利率を適用する。

ただし、期間延長する場合は、期限を越えた期間については、取扱金融機関の所定貸付利率を適用することもできる。

#### (5) 返済方法

「分割返済」は 1 か月ごとの返済で、期日返済金額（最終しわ寄せ金額）が毎回返済額の 2 倍以内となる元金均等分割返済とする。

ただし、利用中小企業者が元利均等分割返済（ローン返済）を希望する場合は、毎月の元利均等分割返済でも取扱うことができる。

なお、この場合も規定利率を超えないこと。

#### (6) 保証人

次の場合を除き、法人代表者以外の連帯保証は要しない。ただし、組合からの転貸資金の申込みの場合は、代表理事に加え、転貸先の組合員（組合員が法人の場合はその代表者）の連帯保証を要する。

① 実質的な経営権を持っている者、営業許可名義人及び申込人（法人の場合はその代表者）と共に当該事業に従事する配偶者が連帯保証人となる場合

- ② 本人または代表者が健康上の理由のため、事業承継予定者が連帯保証人となる場合
- ③ 財務内容その他の状況を総合的に判断して、通常考えられる保証のリスク許容額を越える保証依頼がある場合であって、当該事業の協力者や支援者から積極的に連帯保証の申し出があった場合
- ④ 申込者が組合の場合で、代表理事以外の理事から連帯保証の申し出があった場合

## 2 商工業振興資金(振)について

### (1) 資金使途

事業多角化のための資金も対象とする（ただし、特別小口保険を適用する保証を利用する場合は、対象とならない）。

なお、転業（全面転換）資金は対象とならない。

### (2) 取扱金融機関

原則として店舗ごとに指定する。

なお、名古屋市内については、全店舗が取扱うことができる。

年度途中での新店舗増設時の取扱いについては、関係市町村と協議し、市町村の同意のあるものについては取扱うことができる（協議の結果について市町村は、県及び協会に報告すること）。

## 3 一般事業資金について

### (1) 共通事項

#### ア 据置期間

据置期間を原則6か月と規定している資金については、中小企業者の要請がある場合には1年まで延長するよう弾力的に運用すること。

#### イ 信用保証

信用保証について「原則として協会の信用保証付とする」と定めている制度は、必ずしも保証を要しない。無保証で融資を行うことができる。

### (2) 一般事業資金（長期資金）（長期）

#### 資金使途

事業多角化のための資金も対象とする。（ただし、特別小口保険を適用する保証を利用する場合は、対象とならない。）

なお、転業（全面転換）資金は対象とならない。

### (3) 一般事業資金（中期資金）（中期）

#### 資金使途

事業多角化のための資金も対象とする。（ただし、特別小口保険を適用する保証を利用する場合は、対象とならない。）

なお、転業（全面転換）資金は対象とならない。

### (4) 一般事業資金（短期資金）（短期）

#### ア 貸付方法

根保証での取扱いはできない。

#### イ 返済方法

分割返済の場合は、不均等返済でもよい。

#### 4 経済環境適応資金(環)について

##### (1) 共通事項

###### ア 資金使途

原則として、事業多角化のための資金も対象とする。(ただし、あいちガンバロー資金又は特別小口保険を適用する保証を利用する場合は、対象とならない。)

###### イ 据置期間

据置期間を原則6か月と規定している資金については、中小企業者の要請がある場合には1年まで延長するよう弾力的に運用すること。

###### ウ 認定の有効期間

認定日のそれぞれの応当日の前日(前日が休業日の場合は、その前日)とする。

###### エ 信用保証

信用保証について「原則として協会の信用保証付とする。」と定めている制度は、必ずしも保証を要しない。無保証で融資を行うことができる。

##### (2) サポート資金(「経営あんしん」(環経)、「経済対策特別」(環特)、「経済対策特別(円高対応緊急)」(環特円)、「経済対策特別(東北地方太平洋沖地震)」(環特災))

ア 倒産事業者の認定は、協会が(株)帝国データバンクの速報に基づき行う。

イ 倒産事業者の認定の有効期間は、認定の日から1年であるが、有効期間内に金融機関又は協会において倒産関連の証明がなされていれば、申込日が期限後(ただし、期限後1か月以内)であっても取扱いできるものとする。

ウ 環経証明申請書における「最近3か月間」(要綱第8(1)イ(ア))、及び環特証明申請書における「最近3か月間」(要綱第8(1)ウ(ア))とは、申込日の属する月の前月から起算して1年前の月以降の月を始期とする任意の3か月間をいう。

エ 環特円証明申請書における「直近1か月」(要綱第8(1)ウ(イ))及び環特災証明申請書における「直近1か月」(要綱第8(1)ウ(ウ))とは、申込日の属する月の3か月前までの任意の1か月をいう(ただし、環特災証明申請書の場合は、平成23年3月11日以降の日を含むものであること)。

##### (3) あいちガンバロー資金(環ガ)

環ガ証明申請書における「直近1か月」(要綱第12第(1))とは、申込日の属する月の3か月前までの任意の1か月をいう(ただし、平成23年3月11日以降の日を含むものであること)。